

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

令和5年2月15日

公正取引委員会

公正取引委員会は、毎年度、全国の主要都市において、主要経済団体、消費者団体、弁護士会、学識経験者、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地域の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にいかしています。

令和4年度においては別紙1のとおり開催したところ、有識者（別紙2）から示された主な意見の概要は以下のとおりです（地区別の主な意見は別紙3のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

1 中小事業者等の取引公正化について

(1) 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁

- ・ 価格転嫁について、取引先は理解を示しつつも、より安価な事業者から仕入れるようになり、値上げをしてしまうと継続的に扱ってもらえない状況にある。
（青森市）
- ・ ある企業の社長が発注元に価格転嫁について相談したところ、「本気でやるつもりありますか。」と言われ、断念したとのこと。このように現実に価格転嫁を行うことは難しく、適正価格での取引が当たり前だとする世論の後押しが必要。
（熊本市）
- ・ 電気料金の値上げ分の販売価格への転嫁については、取引先との摩擦がこれから相当起こると思っており、公正取引委員会が関係するような取引先の転嫁拒否に係る問題が全国で起こってくるのではないかと心配している。（北海道旭川市）
- ・ 企業にとっての今の課題は、商品・サービスの高付加価値化と、企業の生産性の向上であるが、原材料費等の高騰を単純に価格に転嫁するということは、企業の生産性が上がっていないということである。半数程度の企業が何らかの形で、十分ではないにしても転嫁できているというのであれば、ただ価格に転嫁してくださいというメッセージを世間に発信するのではなく、価格転嫁できている企業をいかに伸ばすかに注力すべきである。（和歌山市）

(2) インボイス制度の導入に伴うしわ寄せ防止

- ・ インボイス制度が導入されると、特に影響を受けるのは小規模零細事業者である。小規模零細事業者は、取引を打ち切られた理由も、打ち切られたことが

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課
	電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

独占禁止法に抵触するおそれがあることも、分からない場合があるだろう。インボイス制度の実施に関して独占禁止法上問題となる行為については、親事業者に積極的に周知していく必要性は高い。(金沢市)

- ・ インボイス制度について、売上額基準に照らし対象となるかよりも顧客からの信用不安を懸念し、やむなく登録するといった動きもある。制度施行後も、不当な取引拒否とか圧力が起こらないように注視してもらいたい。(さいたま市)

(3) その他

- ・ 最近では、フリーランスとの直接取引が増えてきている。フリーランスは、組織による制限を望んでいないが仕事に対しては情熱を持って取り組む人が多い。フリーランスの働く環境が守られるように、公正取引委員会には厳しいチェックをお願いしたい。(和歌山市)
- ・ 発注企業から、中小企業向けにグリーン調達への対応を要求されるが、過度な要求、過度な企業選別にならないように、公正取引委員会には注視してもらいたい。(和歌山市)
- ・ 小規模事業者が公正取引委員会に直接相談することはハードルが高い。これまで以上に、事業者の身近な相談先である商工会との連携を深め、小規模事業者の相談しやすい環境を作ってもらいたい。(金沢市)

2 独占禁止法の運用について

- ・ 近年、公正取引委員会は法執行の対象とする分野が非常に広く業務としては大変だと思うが、ガイドラインを制定した分野や実態調査を行った分野等について、その後、何年も目を向けずに放置することがないようにしてほしい。(青森市)
- ・ 広島地区では、入札談合や下請法違反を摘発しており、公正取引委員会はよく対処していると感じる。ただ、入札談合の課徴金額は低く、入札談合によってもたらされた利益の方が大きいのではないかと。違反事業者に対するペナルティをもう少し重くして、再発防止を更に進めてもらいたい。(広島市)
- ・ 確約手続による措置も、正式な法的措置であって積極的に利用されており、迅速に救済が図られるという部分で積極的に評価しているが、よりインパクトや効果が大きいと考えられる排除措置命令も、積極的に行ってほしい。(熊本市)

3 競争環境の整備のための取組（アドボカシー）について

- ・ 新聞社1社とデジタル・プラットフォーム事業者の交渉力格差から、集客力あるコンテンツの提供に正当な対価が払われず、配信料が昔のままである。また、地域向けコンテンツなどの掲載基準が新聞社側に不透明で、アルゴリズム情報の非対称性があるといった点も問題である。公平な商習慣を作るために国の関与も重要であり、ニュースコンテンツ配信分野の実態調査において、これらの点も含めた実態の解明及び改善に期待したい。(さいたま市)
- ・ クレジットカード会社間のインターチェンジフィーの標準料率を公開するよう公正取引委員会等が求めていたところ、その求めに応じて数社が標準料率を公開

するようになった。キャッシュレス決済の普及によりクレジットカードを活用する場面が多くなっており、公正取引委員会のこうした取組は、クレジットカード会社間の競争を促すために非常に有用である。(徳島市)

- ・ 公正取引委員会の実態調査報告書について、例えばフィンテック関係の報告書はその後のキャッシュレス決済の積極的な進展に貢献していると思う。公正取引委員会が出す報告書が社会に与える影響は大きいので、今後も積極的に実態調査を進めてほしい。(熊本市)

4 広報活動について

- ・ 相談窓口について、分野ごとに専門の窓口を設けており、大変充実していると感じるが、当該窓口の存在を知らない方も多い。特に、中小零細企業への広報活動について、今まで以上に注力してほしい。(青森市)
- ・ 世間では、不公正な取引方法がどのようなものか十分に理解されていないように思われる。公正取引委員会には、特に社会に出る前か、あるいは出てから間もない方々に対して、不公正な取引方法、中でも優越的地位の濫用について啓発してほしい。(北海道旭川市)
- ・ 下請法の運用基準を改正するなど、価格転嫁円滑化のために買いたたきの取り締まりを公正取引委員会は強化しているが、それが実際の取引にどのように役立つのか、中小・下請事業者がそうした公正取引委員会の取組を知っているのか疑問に感じる。公正取引委員会が実施する各種施策は、一般的な市民感覚からすると分かりづらいものが多いため、それに関わる人に知ってもらい、内容を理解してもらって、十分に活用されるよう、効果的な広報活動に気を配るべきと感じる。(徳島市)
- ・ 大企業は法務部門の担当者が公正取引委員会の業務内容を知っているものの、中小企業にはそういう部門は少ないと思う。そのため、中小企業の総務部門の人を対象にした勉強会を開けば、良い広報活動になるのではないかと思うし、我々の団体としても協力したい。(広島市)

5 その他

- ・ 談合が行われると、事業者だけに利益が生じ、税金を使われる消費者にとっては非常に不利益である。大きなプロジェクトがあるときこそ、公正取引委員会の出番だと思う。(さいたま市)

有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

開催都市	開催日	担当委員等
北海道旭川市	11月15日	山本 和史 委員
青森市	11月18日	三村 晶子 委員
さいたま市	11月30日	小林 渉 事務総長
金沢市	11月16日	吉田 安志 委員
和歌山市	11月30日	吉田 安志 委員
広島市	11月30日	三村 晶子 委員
徳島市	12月 1日	山本 和史 委員
熊本市	11月18日	青木 玲子 委員

北海道旭川市における懇談会出席者

江口 尚文	旭川大学経済学部 教授
斉川 誠太郎	株式会社北海道新聞社 旭川支社 支社長
高橋 秀樹	北海道中小企業団体中央会 上川支部 支部長
原田 直彦	旭川商工会議所 副会頭
渡邊 眞知子	一般社団法人旭川消費者協会 会長

青森市における懇談会出席者

小野 晶子	青森県弁護士会 会長
葛西 崇	青森商工会議所 専務理事
工藤 征洋	株式会社東奥日報社 編集局論説編集委員室 論説編集委員
武輪 俊彦	八戸商工会議所 会頭
長谷河 亜希子	弘前大学 人文社会科学部 准教授

さいたま市における懇談会出席者

北 清治	さいたま商工会議所 副会頭
小谷野 和博	埼玉県中小企業団体中央会 会長
高田 美恵子	新日本婦人の会 埼玉県本部 会長
立山 優二	株式会社埼玉新聞社 取締役経営改革本部長兼総務経理局長
田平 恵	埼玉大学大学院 人文社会科学研究科 准教授
満尾 直樹	埼玉弁護士会 副会長

金沢市における懇談会出席者

乾 とも	金沢弁護士会 いしかわ中小企業法律支援センター運営ワーキンググループ長
久保 豊	株式会社北國新聞社 論説委員会 副委員長
長基 健司	石川県商工会連合会 副会長
洪 淳康	金沢大学 人間社会研究域法学系 教授
米沢 寛	金沢商工会議所 副会頭

和歌山市における懇談会出席者

植田 英明	和歌山県商工会連合会 会長
大越 康臣	株式会社テレビ和歌山 代表取締役社長
大澤 健	和歌山大学 経済学部 教授
竹田 純久	和歌山県商工会議所連合会 会長
田中 俊一	和歌山県経営者協会 会長
玉置 篤	和歌山県中小企業団体中央会 会長
田谷 節朗	和歌山経済同友会 代表幹事
山下 郁夫	和歌山経済同友会 代表幹事

広島市における懇談会出席者

栗屋 充博	広島県中小企業家同友会 筆頭代表理事
久笠 信雄	広島弁護士会 会長
栗原 理	公益社団法人広島消費者協会 会長
早川 雅則	福山商工会議所 副会頭
吉村 時彦	株式会社中国新聞社 論説委員

徳島市における懇談会出席者

阿部 和英	徳島商工会議所 会頭
小林 通伸	徳島県商工会連合会 副会長
原 ひろみ	特定非営利活動法人徳島県消費者協会 副会長
布川 徹	徳島県中小企業団体中央会 会長
松本 真也	一般社団法人徳島新聞社 論説委員長

熊本市における懇談会出席者

秋岡 廣宣	熊本県経営者協会 会長
泉 潤	株式会社熊本日日新聞社 役員待遇論説委員長
坂口 眞理	特定非営利活動法人熊本消費者協会 理事
諏佐 マリ	国立大学法人熊本大学 法学部准教授
平田 雄一郎	熊本経済同友会 代表幹事
毛利 浩一	熊本商工会議所 副会頭

第1 旭川市（北海道地区）

1 中小事業者等の取引公正化について

- ・ 当事者は公正取引委員会に情報提供しづらい面があるので、匿名による情報提供ができるようにしたり、意見を聞く場をうまく設けたりして、中小事業者の価格転嫁の実態を掴み、是正するようにしてほしい。
- ・ 最近は人手不足になっている状況にあるので、親事業者は下請事業者に価格面であまり無理強いをすることができなくなっており、お互いよく話し合って落としどころを見付けるような方向になっている。しかし、昨今の原材料価格や燃料費、労務費の高騰に加えて為替が円安傾向となると、素直に落としどころを見付けられない場合もある。
- ・ 電気料金の値上げ分の販売価格への転嫁については、取引先との摩擦がこれから相当起こると思っており、公正取引委員会が関係するような取引先の転嫁拒否に係る問題が全国で起こってくるのではないかと心配している。
- ・ 大手企業対大手企業の取引では価格転嫁は行われるだろう。しかし、大手企業は相手を見て態度を変えるので、地方の中小事業者が大手企業と取引をする場合には、交渉力が弱いゆえ、価格転嫁が行えていないのではないかと心配している。公正取引委員会は、特に地方都市に所在する中小企業を中心に価格転嫁の状況を聴取するとよい。
- ・ 大手企業に比べて地方都市に所在する中小企業のベースアップ幅は低い傾向にある。公正取引委員会も中小企業と大手企業の価格交渉の実態など、賃金や物の価格を決める構造を踏まえて政策を立案しないと、中小企業の給料はいつまで経っても上がらない。公正取引委員会には、今後、日本全体の賃金上昇の実現のために、適正な取引が確保されるよう努めてほしい。

2 広報・広聴活動について

- ・ 世間では、不公正な取引方法がどのようなものか十分に理解されていないように思われる。公正取引委員会には、特に社会に出る前か、あるいは出てから間もない方々に対して、不公正な取引方法、中でも優越的地位の濫用について啓発してほしい。
- ・ 公正取引委員会がフリーランスにも対応していくとなると守備範囲は広がることとなるが、僅か 800 数十名の職員、全国 8 か所の地方出先機関という非常に限られたマンパワーの中で成果を上げていくことは大変なことであることを、世間にもっと広報すればよいと思う。
- ・ 公正取引委員会の活動に関する広報については、マスコミのほか、若い世代に向けて SNS 等を活用した情報発信も積極的に行っていけばよい。

第2 青森市（東北地区）

1 中小事業者等の取引公正化について

- ・ 青森市内の事業者へのヒアリングによると、約8割の事業者が原材料高騰や円安によるコストアップの影響を受けているものの、そのうち7割以上の事業者が消費者離れを懸念してコスト上昇分を価格転嫁できておらず、収益の悪化が懸念される。
- ・ 価格転嫁について、取引先は理解を示しつつも、より安価な事業者から仕入れられるようになり、値上げをしてしまうと継続的に扱ってもらえない状況にある。
- ・ インボイス制度が導入されると、非課税業者に対し、課税事業者登録をするよう圧力が掛かることが強く懸念される。

2 独占禁止法の運用について

- ・ 競争政策については理解するものの、過当な競争は社会にダメージを与えるのではないかという懸念を持っている。

3 競争環境の整備のための取組（アドボカシー）について

- ・ 令和3年2月に公正取引委員会が公表した「デジタル広告分野の取引実態調査に関する最終報告書」において、配信利用料の算定に関する基準や根拠等を明確にすることが望ましいとされていたにもかかわらず、相変わらず報道機関への配信利用料は著しく低く抑えられており、現状は全く変わっていない。配信利用料が著しく低いことは報道機関にとって死活問題である。
- ・ 近年、公正取引委員会は法執行の対象とする分野が非常に広く業務としては大変だと思うが、ガイドラインを制定した分野や実態調査を行った分野等について、その後、何年も目を向けずに放置することがないようにしてほしい。特定分野において相談件数が増えているといった事実のPRだけでも牽制効果が期待できると思うので、何かしらの形で繰り返し周知することも重要である。

4 広報・広聴活動について

- ・ 相談窓口について、分野ごとに専門の窓口を設けており、大変充実していると感じるが、当該窓口の存在を知らない方も多い。特に、中小零細企業への広報活動について、今まで以上に注力してほしい。

5 その他

- ・ 特例法により青森銀行とみちのく銀行の経営統合が認められることとなったが、貸出枠の縮小や貸し剥がしや貸し渋りを懸念する声も多い。公正取引委員会としても金融庁と連携し、監視の目を光らせてほしい。
- ・ 青森銀行とみちのく銀行の経営統合で、互いに保持していた顧客情報等を共有することによって、事業継承や合併等のマッチングがより効率的に行えることを期待している。

第3 さいたま市（関東・甲信越地区）

1 中小事業者等の取引公正化について

- ・ 原材料の高騰等について、中小零細規模の事業者は厳しい競争下でありながら、なかなか価格転嫁できていない、又は一部のみの転嫁しかできない状況もみられる。中小零細企業が価格転嫁できるように指導をお願いしたい。
- ・ インボイス制度について、売上額基準に照らし対象となるかよりも顧客からの信用不安を懸念し、やむなく登録するといった動きもある。制度施行後も、不当な取引拒否とか圧力が起こらないように注視してもらいたい。

2 独占禁止法の運用について

- ・ 近年、確約等の自発的な措置によって事案を解決し、違反行為が認定されない事例が蓄積されているが、事業者や社会全体にとっては、事業者のどの行為にどのような事実が認定され、そこにいかなる反競争効果が懸念されることからどういう措置で懸念の解消を図ったということを認識できる環境を作ることが大事だと思う。できるだけ具体的な事実や判断の根拠を公表文に示せば、規制の透明性や法的安定性、予見可能性も向上する。

3 競争環境の整備のための取組（アドボカシー）について

- ・ 新聞社1社とデジタル・プラットフォーム事業者の交渉力格差から、集客力あるコンテンツの提供に正当な対価が払われず、配信料が昔のままである。また、地域向けコンテンツなどの掲載基準が新聞社側に不透明で、アルゴリズム情報の非対称性があるといった点も問題である。公平な商習慣を作るために国の関与も重要であり、ニュースコンテンツ配信分野の実態調査において、これらの点も含めた実態の解明及び改善に期待したい。
- ・ デジタル分野の主な取組としてガイドラインの策定があるが、策定だけでなく遵守状況等も監視し、実態に応じた見直しもお願いしたい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の取組につき、事業者への周知が十分でないと感じており、広報、PRの強化を同時に推し進めてもらいたい。

5 その他

- ・ 談合が行われると、事業者だけに利益が生じ、税金を使われる消費者にとっては非常に不利益である。大きなプロジェクトがあるときこそ、公正取引委員会の出番だと思う。

第4 金沢市（中部地区）

1 中小事業者等の取引公正化について

- ・ 転嫁円滑化のための取組の強化については、公正な競争の下での取引を実現する点において重要だと考えているが、下請事業者にとってみれば、買ったときにしろ支払遅延にしろ、最終的に代金が回収できればよいという事情もある。公正取引委員会においては、事業者の属性や事案の性質に沿った対処を考えてもらいたい。
- ・ コスト増加への対応だけでなく、賃上げの財源を確保する観点からも、取引の適正化は重要であるが、小規模事業者の場合、親事業者との価格交渉はハードルが高く、適正な価格を請求できないという声を聞く。親事業者による優越的地位の濫用行為が行われないよう監視を強化してもらいたい。
- ・ サプライチェーン全体の共存共栄、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行を実現するために、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージに関する取組を強力に実行してもらいたい。
- ・ インボイス制度が導入されると、特に影響を受けるのは小規模零細事業者である。小規模零細事業者は、取引を打ち切られた理由も、打ち切られたことが独占禁止法に抵触するおそれがあることも、分からない場合があるだろう。インボイス制度の実施に関して独占禁止法上問題となる行為については、親事業者に積極的に周知していく必要性は高い。
- ・ 小規模事業者が公正取引委員会に直接相談することはハードルが高い。これまで以上に、事業者の身近な相談先である商工会との連携を深め、小規模事業者の相談しやすい環境を作ってもらいたい。

2 独占禁止法の運用について

- ・ 優越的地位の濫用が疑われた事案の確約計画について、経済的価値の回復を行うことが盛り込まれたものがあったが、違反が疑われた事業者は、違反と認定されて課徴金を払う場合と比較して、どちらが得になるのかというのを考えたのではないかと。やり得とならないように課徴金とのバランスが考えられているのか気になる。

3 競争環境の整備のための取組（アドボカシー）について

- ・ 公正取引委員会には官製談合事件を厳しく取り締まってほしいが、公務員のモラルの向上も重要である。講習の実施によって職場の緊張感やチェック機能が総体的に上がってくるのではないかと。

第5 和歌山市（近畿地区）

1 中小事業者等の取引公正化について

- ・ 中小企業は、原材料価格の高騰、燃料費の高騰等によるコスト増を価格転嫁できず苦しんでいる。今、中小企業にも強く要請されている賃上げに関しては、速やかな価格転嫁が必要であると考え。公正取引委員会には中小企業が適正に価格転嫁ができるよう取り組んでもらいたい。
- ・ 公正取引委員会は値上げ交渉ができていないかを取引先に分からないように聞き取るとしているが、取引先に情報が漏れるのをおそれ、正直に答えられないという声を聞く。公正取引委員会の価格転嫁の取組は心強く思うが、できる限り下請事業者が不利益を被らないような方法で調査を行い、親事業者が正当な理由なく価格転嫁を拒否することができないような環境整備をお願いしたい。
- ・ 企業にとっての今の課題は、商品・サービスの高付加価値化と、企業の生産性の向上であるが、原材料費等の高騰を単純に価格に転嫁するということは、企業の生産性が上がっていないということである。半数程度の企業が何らかの形で、十分ではないにしても転嫁できているというのであれば、ただ価格に転嫁してくださいというメッセージを世間に発信するのではなく、価格転嫁できている企業をいかに伸ばすかに注力すべきである。
- ・ 免税事業者にとって、今後懸念されるのは、インボイス制度の導入に伴う、取引量減少等の影響である。公正取引委員会には、免税事業者が不当に取引量を減少させられないように注視してもらいたい。
- ・ 最近、フリーランスとの直接取引が増えてきている。フリーランスは、組織による制限を望んでいないが仕事に対しては情熱を持って取り組む人が多い。フリーランスの働く環境が守られるように、公正取引委員会には厳しいチェックをお願いしたい。
- ・ 発注企業から、中小企業向けにグリーン調達への対応を要求されるが、過度な要求、過度な企業選別にならないように、公正取引委員会には注視してもらいたい。

2 競争環境の整備のための取組（アドボカシー）について

- ・ 自動車部品の業界では、下請事業者が多額の設備投資を行っても、下請事業者に供給責任だけがあって、自動車メーカーや元請事業者に発注責任はないという問題がある。自動車業界の取引慣行について実態調査が必要ではないか。

3 広報・広聴活動について

- ・ 小規模零細企業には情報が届きにくく、公正取引委員会に関する情報量も少ないと思われる。公正取引委員会の業務、政策を周知するための広報活動等が重要である。若く起業する者も増えてきており、若年層向けの教育は、今後より一層重要になってくるのではないか。

第6 広島市（中国地区）

1 独占禁止法の運用について

- ・ 広島地区では、入札談合や下請法違反を摘発しており、公正取引委員会はよく対処していると感じる。ただ、入札談合の課徴金額は低く、入札談合によってもたらされた利益の方が大きいのではないかと。違反事業者に対するペナルティをもう少し重くして、再発防止を更に進めてもらいたい。

2 競争環境の整備のための取組（アドボカシー）について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者から報道機関に支払われるニュースコンテンツの配信料金は、閲覧回数に応じて受け取る仕組みになっており、また、単価が非常に低い。これにより配信料金が低くなっていることは問題と考えている。もう一つ、ニュースの閲覧回数が重視されるあまり、ニュースの内容が重視されなくなってきたため、ニュースの質が悪くなってきており、その点は我々報道機関に対しても是非が問われているところである。

これからは質の良いニュースをいかに配信するかが問われているため、公正取引委員会には調査を是非よろしく願いたい。

3 広報・広聴活動について

- ・ 事業者から、優越的地位を利用した不当な扱いを受けているという声は聞かないが、これは優越的地位の濫用行為が無いわけではなく、公正取引委員会によって優越的地位を利用した不当な扱いが問題として取り上げられていることを事業者が知らず、自分たちが不当な扱いを受けているという認識が無いからではないかと思う。事業者に対して、公正取引委員会は談合だけをやっているのではないということを、懇談会形式で話してもらえるとありがたい。
- ・ 公正取引委員会と聞くと、国民の多くが、あまり自分たちには関係がないと思っていると思う。公正な取引というのは、この国の経済を支える根幹であるし、消費者の生活にも直結している問題だと思うので、公正取引委員会には、しっかりと独占禁止法の役割を啓発してほしい。
- ・ 大企業は法務部門の担当者が公正取引委員会の業務内容を知っているものの、中小企業にはそういう部門は少ないと思う。そのため、中小企業の総務部門の人を対象にした勉強会を開けば、良い広報活動になるのではないかと。我々の団体としても協力したい。

4 その他

- ・ 事業者はたくさん情報を持っているが、消費者は詳しい情報を知らないということがあと思う。このような情報格差の下では自由な競争はできないと思う。

第7 徳島市（四国地区）

1 中小事業者等の取引公正化について

- ・ 最近では、政府が価格転嫁の重要性を説いていることもあり、大企業の担当者も、全ての値上げを認めてくれるわけではないが、以前よりも価格転嫁に対する理解が高まってきたと思われ、値上げ交渉も非常にスムーズにいくようになっていると感じる。

2 競争環境の整備のための取組（アドボカシー）について

- ・ クレジットカード会社間のインターチェンジフィーの標準料率を公開するよう公正取引委員会等が求めていたところ、その求めに応じて数社が標準料率を公開するようになった。キャッシュレス決済の普及によりクレジットカードを活用する場面が多くなっており、公正取引委員会のこうした取組は、クレジットカード会社間の競争を促すために非常に有用である。

3 広報・広聴活動について

- ・ 取引の現場で働いている人間は、業界の慣習等に慣れてしまっており、自分の行為が独占禁止法に違反するおそれがあることを理解せずにやっていることが多くあると思うので、今後も広く公正取引委員会の業務内容や独占禁止法の違反類型について、ストーリーのあるドラマ仕立てにした映像媒体などを活用して分かりやすく周知してもらいたい。
- ・ 下請法の運用基準を改正するなど、価格転嫁円滑化のために買ったたきの取り締まりを公正取引委員会は強化しているが、それが実際の取引にどのように役立つのか、中小・下請事業者がそうした公正取引委員会の取組を知っているのか疑問を感じる。公正取引委員会が実施する各種施策は、一般的な市民感覚からすると分かりづらいものが多いため、それに関わる人に知ってもらい、内容を理解してもらって、十分に活用されるよう、効果的な広報活動に気を配るべきと感じる。

4 その他

- ・ 公正取引委員会というのは、普段からどのような業務をしているのかがよく分からない存在であった。しかし、最近では、毎日のように公正取引委員会の調査について報道されており、公正取引委員会の活躍が消費者にもよく伝わっていると感じている。

第8 熊本市（九州地区）

1 中小事業者等の取引公正化について

- ・ コロナの影響が続いている中、コスト上昇分を価格に転嫁できておらず、事業消滅が間近に迫っているとの意見を聞く。非常に深刻な状況である。
- ・ ある企業の社長が発注元に価格転嫁について相談したところ、「本気でやるつもりありますか。」と言われ、断念したとのこと。このように現実には価格転嫁を行うことは難しく、適正価格での取引が当たり前だとする世論の後押しが必要。
- ・ グローバル企業はSDGsなどもしっかり下請事業者に対処させており、一定の点数に満たない企業とは取引できないことになっている。取引を継続したいが、取引できないとなったときにどうするのだろうと非常に悩ましい。

2 独占禁止法の運用について

- ・ 確約手続による措置も、正式な法的措置であって積極的に利用されており、迅速に救済が図られるという部分で積極的に評価しているが、よりインパクトや効果が大きいと考えられる排除措置命令も、積極的に行ってほしい。

3 競争環境の整備のための取組（アドボカシー）について

- ・ 公正取引委員会の実態調査報告書について、例えばフィンテック関係の報告書はその後のキャッシュレス決済の積極的な進展に貢献していると思う。公正取引委員会が出す報告書が社会に与える影響は大きいので、今後も積極的に実態調査を進めてほしい。
- ・ ニュースコンテンツ配信分野の実態調査に関連して、アテンションエコノミーという考えが広まっていることを憂慮している。健全な言論空間をどのようにして構築するのかということと、当該実態調査がうまく掛け合って、より健全な取引環境となることを願っている。
- ・ デジタルでは簡単に複製して再利用できるようになったため、マスコミは、著作権について文化庁と協議・検討を進めているが、公正取引委員会における今後の実態調査でも著作権との関係の整理が必要になると思われる。

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会の活動が消費者にきちんと伝わっているかどうか疑問。もっと積極的に中学生や高校生に対する広報活動を行うべきである。

5 その他

- ・ 熊本県内においては、海外事業者の進出によって、これまでになかった問題が出てくるのではないかと懸念がある。